

## 第2号議案

### 令和2年度事業計画及び予算（案）

自令和2年4月 1日

至令和3年3月31日

新型コロナウイルス感染拡大により、非常事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大された。多くの経営者が従業員の感染防止と事業継続のため、時差出勤及びテレワークの活用等の対応を求められるとともに、雇用調整を行わざるを得ない事業主においては、雇用調整助成金の特例措置をはじめとする緊急的な施策の活用を希望しており、労務管理と労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士（以下「社労士」という。）に対する相談ニーズが急増している。このような状況のもと、熊本県社会保険労務士会（以下「県会」という。）では、影響を受けている事業主並びに労働者等の支援のため、各種取り組みを行う。

また、働き方改革関連法が順次施行される状況にあつて、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金への対応など、企業における労務管理はますます個別かつ具体的な対応が求められることとなり、専門家としての社労士による支援の必要性と重要性は一層高まるものと考えられる。

デジタル化推進に関する事業については、政府が掲げる事業主の行政手続きコスト削減に向けた行政手続きの電子化の徹底（デジタルファースト）等の諸施策に適切に対応するため、全国社会保険労務士会連合会（以下、「連合会」という。）と連携し社労士業界を挙げた取り組みを進める。

さらに、企業経営における労務コンプライアンス状況や人材配置の適正性に関する「経営労務監査」業務を社労士業務として確立するため、連合会並びに熊本県社会保険労務士政治連盟（以下「政連」という。）と更なる連携を図り、事業を展開していくこととする。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には、連合会と連携しながら積極的に対応する。

#### I. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善と制度の更なる発展のため、以下の事業を行う。

##### ① デジタル化推進に関する事業

「デジタル・ガバメント推進方針」による行政手続の改革に対して、法人共通認証基盤（ID/パスワード方式）との連携による手続きのオンライン・ワンストップ化、マイナポータルへの集約、政府認定クラウドによる手続自動化構想等を注視し、デジタル・ガバメント時代に社労士の職域を確保するよう、社労士の労働社会保険手続業務の完全電子化を達成するための施策を講じる。

##### ② 働き方改革推進支援に関する事業

働き方改革推進支援については、社労士業務としての認知度の更なる向上と実務能力の増強等を図る。

##### ③ 社労士制度推進月間に関する事業

10月の社労士制度推進月間に、連合会と協力して、無料相談会、事業主セミナー等各種事業を行う。

##### ④ 社労士会労働紛争解決センター熊本に関する事業

ADR機関の利用促進を図るため、連合会と協力して広報活動を行い、各センター間の情報共有、県会総合労働相談所との連携、特定社労士の業務研修等に関する諸施策について検討、実施する。

⑤ 関係団体との交流に関する事業

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び専門士業関係団体等と積極的に交流を行う。

⑥ 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反して社労士業務を侵害し、又は侵害する恐れのある行為に対し、連合会と連携し、常に情報収集を行い、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処するとともに、業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

⑦ 経営労務監査に関する事業

公契約に基づく事業を担う企業が、労働社会保険諸法令を遵守し、労務管理が適正になされているかを監査する「経営労務監査」について、より多くの会員が取り組めるよう、政連の協力を得て進めていくほか、連合会が進める企業主導型保育施設における労務監査事業に協力して行く。

**Ⅱ. 資質の向上に関する事業**

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした研修を実施するため、今年度も最重点課題として次の通り取り組む。

① 連合会及び九州・沖縄地域協議会等が実施する研修への協力に関する事業

**【連合会】**

特定社労士能力担保研修

・・・ 福岡県、鹿児島県で開催

\*試験は令和2年11月28日午後（予定、福岡県）

**【九州・沖縄地域協議会研修】**

・・・ 1. 福岡県で開催 令和2年 9月予定

・・・ 2. 宮崎県で開催 令和2年11月27日

・・・ 3. (開催県未定) 令和3年 2月か3月頃

② 県会研修に関する事業

イ、人事労務管理研修

ロ、倫理研修・・・法律専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、連合会において企画・立案された倫理研修（5年に1度・必須）を実施することとする。

ハ、個別労働紛争解決手続（ADR）研修

ニ、新規入会者倫理研修・基礎研修

ホ、専門分野・業務拡大に関する研修

③ インターンシップ制度に関する事業

資質の向上、社会的地位・モラルの向上を図るためインターンシップ制度の実施を継続して行う。インターンシップ生の受入事務所についても、引き続き開業会員の協力を仰ぎ登録数を拡大する。

### Ⅲ. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解してもらうとともに、制度発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

#### ① 会員向け広報の充実に関する事業

会報の発行は年4回とし、誌面の充実を図る。

#### ② ホームページの充実に関する事業

ホームページを価値ある情報源とするため、会員検索機能拡充を図る。

#### ③ 報道機関等に対する広報に関する事業

報道機関、労使関係団体等の関係機関に向けて、社労士の活動に関する資料を提供するとともに、取材等の依頼に積極的に対応していくこととする。

#### ④ 対外的な広報に関する事業

月2回ラジオ番組にて社労士制度及び社労士業務等について紹介する。

### Ⅳ. 公益活動に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため公益活動委員会を中心に、以下の事業を行う。

#### ① 災害対応に関する事業

突発的に発生する災害や新型コロナウイルス感染症について、雇用維持・確保に向け、助成金等の支援を行うとともに、各種相談会に相談員を派遣する。

#### ② 成年後見制度への対応に関する事業

平成25年10月に設立された「一般社団法人社労士成年後見センター熊本」の発展に協力する。

#### ③ 街角の年金相談センターに関する事業

連合会が日本年金機構から受託した「街角の年金相談センター」を適正に運営し、対面による年金相談の円滑な実施を図り、年金制度の信頼回復に寄与する。

#### ④ ワークサポートに関する事業

大学生、専門学校生、高校生、さらに中学生生にも対象を広げ、社労士が講師となり、働くときの基礎知識の出前授業（ワークサポート事業）を行う。さらに子育てや家庭の事情等があるフルタイムで働けない人向けの多様な働き方や仕事選び方をサポートする「リモートワーク体験セミナー」を開催する。

#### ⑤ その他公益活動に関する事業

労働・年金関係の無料相談会や定年を控えた方を対象に老後の生活設計を考える出前講座等を開催する。

### Ⅴ. 行政機関等への協力に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、国民の視点に立って提言を行うとともに、行政機関等に対して必要な協力を行う。

#### ① 厚生労働省への協力に関する事業

厚生労働省が外部委託する事業の内容及び目的を精査・検討し、必要に応じて積極的に参加・協力し、社労士の専門性を十分に活かせる事業に協力する。

#### ② 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

日本年金機構との定例協議会を開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見

交換を行うとともに、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角の年金相談センターの円滑な運営に資するため、具体的な実施方法等について協議を行う。また、健康保険に関する社労士業務の円滑化を図るため、全国健康保険協会熊本支部と定期的に協議を行う。

③ 内閣府との連携に関する事業

企業主導型保育事業における、事業実施事業者に対する指導・監査業務の一部として、労務部分が加わることから、当該実施について、連合会と協力して行う。

④ 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、引き続き協力する。

⑤ 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、連合会の協力を得て、必要な施策を実施する。

## VI. 各種事業

上記 I～VI の各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

① 登録等に関する事業

社労士の登録事務及び社労士法人の届出事務を適正に行うとともに、紛争解決手続代理業務試験の合格者に対して、社労士名簿への付記登録の促進を図る。

② 社労士試験事務の実施に関する事業

本年度の社労士試験は、8月23日に熊本学園大学を試験会場として実施される予定であるので、従来通り実施に積極的に協力する。

③ 社労士賠償責任保険等に関する事業

令和2年4月1日現在における開業社労士の加入率は73.6%であるが、開業会員及び法人の社員の全員加入に向けて引き続き加入を推進するとともに、引き受け保険会社並びに有限会社エス・アール・サービスの協力のもと、保険事故の未然防止に資する方策を講ずる。また、非開業の相談員についても加入を推進することとする。

④ 事務局体制の整備に関する事業

ADR法に基づく認証ADR機関運營業務、電子申請にかかる照合省略受付業務、並びにマイナンバー法に対応した個人情報保護等に努め、事務処理の強化整備を引き続き行っていく。

⑤ 熊本SR経営労務センターに関する事業

熊本SR経営労務センター及び熊本SR建設業労災センター（建設業一人親方組合）の発展に協力していく。

⑥ その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。